

障サ第 2202 号  
令和 7 年 11 月 10 日

各指定共同生活援助事業者  
各指定障害者支援施設  
(指定都市・中核市に所在するものを除く。)

} 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
(公 印 省 略)

指定申請等における地域連携推進会議の設置状況等の確認について（通知）

日頃より障害保健福祉施策の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度の国の制度改正において、指定共同生活援助事業所及び指定障害者支援施設におけるサービスの質の向上を図るため、関係省令が改正され、地域連携推進会議の設置等が規定されたところです。

これを受けて、本県においても指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 9 号）及び指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 10 号）を改正し、同内容を規定したところです。

地域連携推進会議の設置等については、令和 6 年度中は努力義務、令和 7 年度からは必須となっており、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。

つきましては、令和 7 年度において指定申請又は指定更新（以下、「指定申請等」という。）を行う事業所におかれましては、設置している地域連携推進会議の構成員等を報告するとともに、既に地域連携推進会議を開催している場合にはその結果（議事録等）の提出、今後設置予定の場合には確実な設置（実施）が見込まれることを別添の様式により御報告いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、具体的な報告方法については指定申請等の手続きの中で説明させていただきます。また、今年度指定申請等を行わない事業所におかれましても、令和 7 年度末に地域連携推進会議の開催状況等について調査を実施する予定ですので、御承知おきください。

なお、地域連携推進会議の議事録をホームページや事業所内への掲示により広く公表するとともに、開催状況について独立行政法人福祉医療機構が運営する WAM N E T 内の「障害福祉サービス等情報検索」で公表することとされていますので申し添えます。

問合せ先  
事業支援グループ  
電話 045-210-4732